

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行います。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件名
ハローワークプラザ沖縄自動窓口受付用機器等一式購入及び設置等契約
- (2) 履行場所
仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和 7 年 10 月 31 日(金)までに

2. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者
- (2) 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において「物品の販売」の「B」、「C」、「D」の等級に格付けされる者とする。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間(⑤及び⑥については 2 保険年度)の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数 40 人未満の企業は除く)
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数 101 人未満の事業主は除く)
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

- (1) 入札説明書の交付
日時 令和 7 年 8 月 1 日(金)から令和 7 年 8 月 15 日(金) 9:00~17:00
(ただし土日祝日は除く。)

場所 ①沖縄労働局総務部総務課 会計第1係

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

②沖縄労働局ホームページよりダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず入札説明書

別紙9「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

- (2) 入札を希望する者は、令和7年8月15日(金)17:00までに入札説明書・仕様書の交付を受け、入札説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記4(1)により紙入札を希望する者は、「紙入札参加申込書」を沖縄労働局総務部総務課会計第1係に提出すること。

4. 入札

- (1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子入札により入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

- (2) 入札日時及び場所

日時 令和7年8月18日(月)12:00まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第1係へ提出
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

5. 開札

日時 令和7年8月18日(月)15:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

6. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (3) 入札の無効

上記2の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 入札者の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続きにおける交渉の有無 無

- (7) 契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

- (8) 積算内訳書の作成の有無 有

- (9) 詳細は入札説明書・仕様書による。

- (10) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(1 1) 問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階
沖縄労働局総務部 総務課 会計第 1 係 担当 桃原
電話 (098) 868-4003

以上公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 松原 大

入 札 説 明 書

ハローワークプラザ沖縄自動窓口受付用機器等一式購入及び設置等契約の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 松原 大

2. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件名
ハローワークプラザ沖縄自動窓口受付用機器等一式購入及び設置等契約
- (2) 履行場所
仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和 7 年 10 月 31 日（金）までに

3. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者
- (2) 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の九州・沖縄地域において「物品の販売」の「B」又は「C」、「D」の等級に格付けされる者とする。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数 40 人未満の企業は除く）
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数 101 人未満の事業主は除く）
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

4. 入札説明書の交付、及び入札参加申込みをする日時及び場所

- (1) 日時 令和7年8月1日（金）から令和7年8月15日（金）9:00～17:00までの間で随時説明を行う。（ただし土日祝は除く。）

場所 ①沖縄労働局総務部総務課 会計第1係

（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階）

②沖縄労働局ホームページよりダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず入札説明書別紙9「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

- (2) 入札を希望する者は、令和7年8月15日（金）17:00までに入札説明書及び仕様書の交付を受け、説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記5（1）により紙入札を希望する者は、別紙4「紙入札参加申込書」も沖縄労働局総務部総務課会計第1係へ提出すること。

5. 入札

- (1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (2) 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は、別紙7により、また、紙入札による場合は、別紙8により沖縄労働局総務課会計第一係に提出すること。
- (3) この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙2、別紙2-2）を提出しなければならない。
- (4) 入札日時及び場所
日時 令和7年8月18日（月）12:00まで
場所 紙入札による場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第1係へ提出（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階）

6. 開札

- (1) 開札日時及び場所
日時 令和7年8月18日（月）15:00
場所 沖縄労働局総務部総務課
（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階）
- (2) 電子調達システムによる入札の場合
電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。
- (3) 紙による入札の場合
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (4) 再入札の取扱
開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか（2営業日以内）に行うこととする。
なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

7. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記3の競争参加資格のない者のした入札、5(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書、及び配布書類に示された内容に違反する入札をいう。

(4) 入札の方法について

入札方法は、審査要領に基づき最低価格落札方式をもって行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

(9) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(10) 問合せ先

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎1号館4階)
沖縄労働局総務部総務課会計第1係 担当 桃原
電話 (098) 868-4003
E-mail toubaru-taichi@mhlw.go.jp

一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）

1. 件 名 : ハローワークプラザ沖縄自動窓口受付用機器等一式購入及び設置等契約

2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者。 はい・いいえ
- (2) 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)における等級
九州・沖縄地域「物品の販売」 「 」等級
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。 はい・いいえ
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。 はい・いいえ
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、
または記載をしなかった者でないこと。 はい・いいえ
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥
については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険 はい・いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者
雇用率を達成していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、
障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
（常用労働者数 40 人未満の企業は対象外） はい・いいえ
・対象外
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく
高年齢者雇用確保措置を講じていること。 はい・いいえ
- (9) 「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。
ア「次世代育成支援対策推進法」（常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外） はい・いいえ・対象外
イ「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外） はい・いいえ・対象外

* 事業所の常用労働者の人数 常用労働者数()人

3. 厚生労働省所管法令に関する申告について

下記（１）から（４）の内容について誓約いたします。

この誓約に虚偽があつたことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去 1 年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社は又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 上記(1)～(3)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者(理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員名簿

役員氏名	生年月日
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

紙入札参加申込書

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

(電子入札で参加できない理由を記載して下さい)

記

件 名 ハローワークプラザ沖縄自動窓口受付用機器等一式購入及び設置等契約

令和 年 月 日

参加者 住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

紙入札業者情報

※(1) ～ (13) まで、空欄の無いよう記入すること。

(1) 法人番号	
(2) 企業名称	
(3) 住所・郵便番号	〒
(4) 代表者氏名	
(5) 代表者役職	
(6) 代表電話番号	
(7) 代表 FAX 番号	
(8) 担当者所属名称	
(9) 担当者氏名	
(10) 担当者所属住所等	〒
(11) 担当者電話番号	
(12) 担当者 FAX 番号	
(13) 担当者メールアドレス	

入 札 書

入 札 金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件 名	ハローワークプラザ沖縄自動窓口受付用機器等一式購入及び設置等契約								
上記の金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。 令和 年 月 日 入札者 住 所 商 号 氏 名 (代理人氏名) 支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿									

No	品名	型番・規格	数量(①)	単位	単価(②)	合計金額（税抜） ①×②
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
				合計（税抜）		

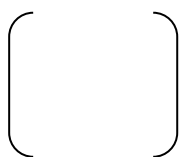
委 任 状

私は、を代理人と定め、下記の事項の入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

1. 件 名 ハローワークプラザ沖縄自動窓口受付用機器等一式購入及び
設置等契約

2. 代理人使用印



令和 年 月 日

委任者 住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

電子調達システムによる場合の提出書類

令和 7 年 8 月 15 日（金）17：00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2， 2－2）
3. 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格の種類「物品の販売」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）
＊上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 40 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）

※上記 1 から 7 までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに添付すること。

令和 7 年 8 月 18 日（月）12：00 まで

8. 入札金額内訳書（別紙 5－2）をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより添付すること。

紙入札による場合の提出書類・手続

令和 7 年 8 月 15 日（金） 17:00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2， 2－2）
3. 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格の種類「物品の販売」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）
*上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 40 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）
8. 紙入札参加申込書（別紙 4、別紙 4－2）

令和 7 年 8 月 18 日（月） 12:00 まで

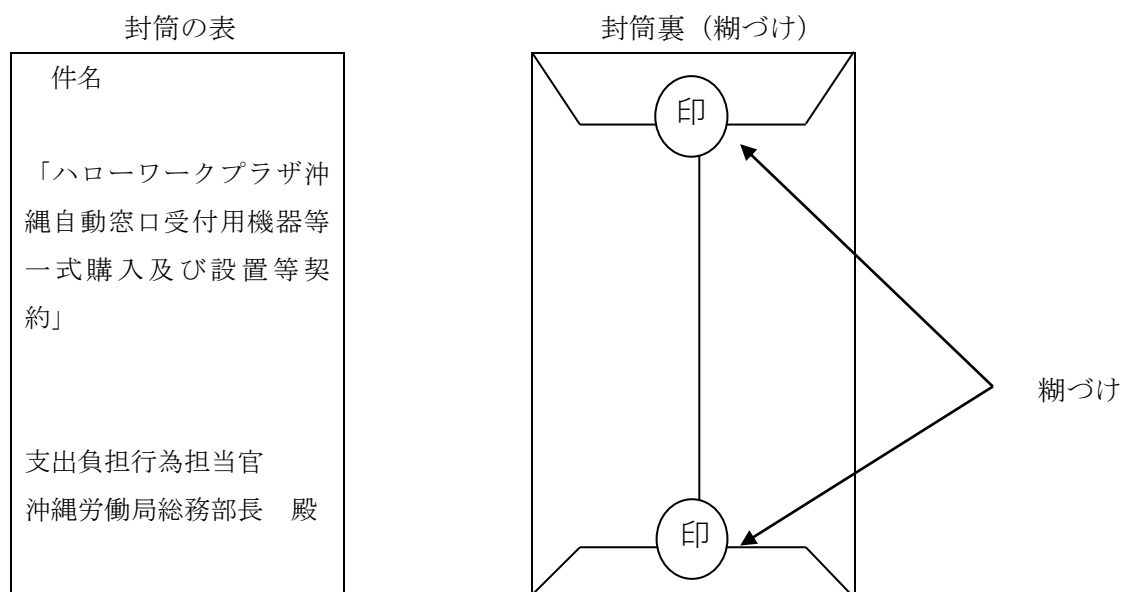
9. 入札書（別紙 5）
 10. 入札金額内訳書（別紙 5－2）
 11. 委任状（別紙 6）（代理人入札の場合）
- ※ 9. 10. 11 は封筒に入れて提出

令和 7 年 8 月 18 日（月） 15:00

印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）再入札の場合に必要な
（事前に押印した入札書様式でも可）

*入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず「**割印**」を押印すること。



入札関係書類受領書

【メール送信票】

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第一係 桃原 太一

(メールアドレス：toubaru-taichi@mhlw.go.jp)

入札件名	ハローワークプラザ沖縄自動窓口受付用機器等一式購入及び設置等契約	
参加入札方式 (いずれかに○)	電子入札	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。

入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

(入札心得)

1. 入札は、原則として本人が行うこと。
2. 入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。
3. 代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
4. 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。
5. 入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること
6. 入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

(入札の無効)

1. 競争に参加資格を有しない者が行った入札。
2. 委任状を持参しない代理人が行った入札。
3. 入札書の表記金額を訂正した入札。
4. 入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字に誤字がみられ、不明瞭な入札。
6. 入札条件に違反した入札。
7. 談合その他不正の行為があった入札。

参考

予算決算及び会計令第七十条 第七十一条

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。



利用開始方法

🖨️ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧ください、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

STEP 1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。

調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。

全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。

※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

STEP 2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。

法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)

電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)

個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。

(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

STEP 3 環境設定・利用者登録

●パソコンのセットアップ

お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザを設定します。

「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

●利用者登録

調達ポータルに利用者を登録します。

調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。

また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

🖨️ <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

ナビダイヤル ☎ 0570-000-683

I P 電 話 等 ☎ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

I P 電 話 等 ☎ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



ジープス

政府電子調達(GEPS)

便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは
調達ポータルに
統合され、
さらに便利に
なりました。



詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索





本システムについて

 <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



常時利用可能※

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

※システムメンテナンス時を除きます。



印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



印鑑が不要※

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。



移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。



書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。



電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。

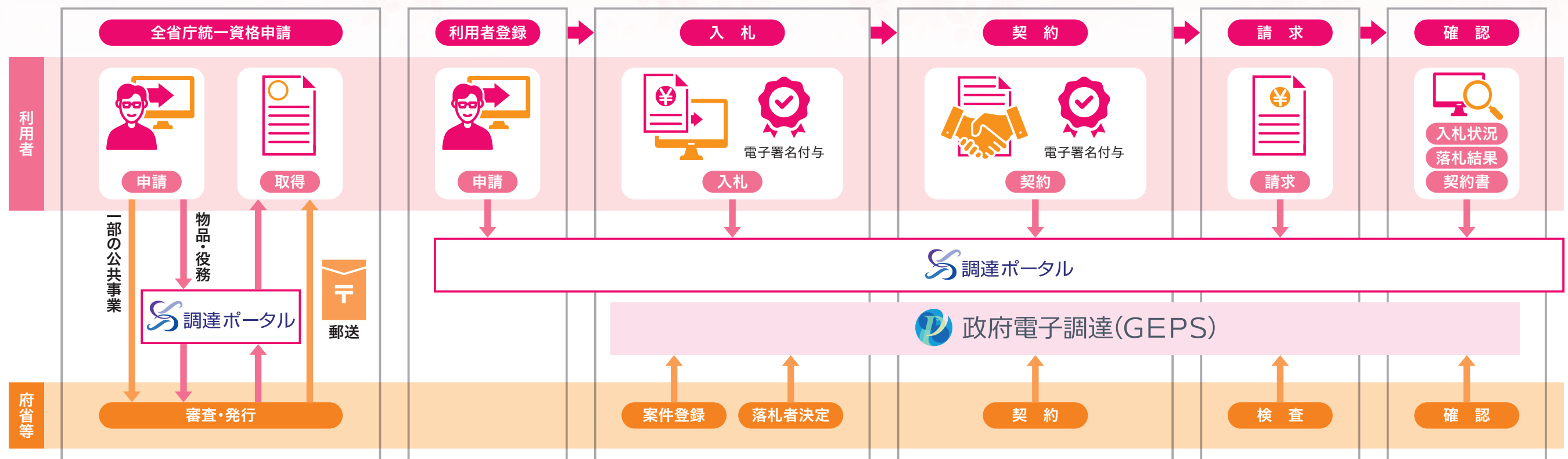


全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。



ハローワークプラザ沖縄 自動窓口受付用機器等一式購入及び設置等契約 仕様書

1. 調達件名

ハローワークプラザ沖縄自動窓口受付用機器一式購入及び設置等契約

2. 一般事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、自動窓口受付用機器一式の購入及び設置・設定作業とする。なお、機器の搬入作業、据付設置及び操作説明等を含むものとする。

(2) 適用法令・規格等

本機器の仕様は、関係法令に適合するものとする。ただし、関係規格、基準等異なる事項は本仕様書を優先するものとする。

※納入機器類はすべて新品とし、当該機器の製造、販売が終了しても最低5年間は補修用部品等の供給ができるものを選定すること。

※機器の不具合が発生した際、利用者に甚大な影響があるため、不具合発生連絡から半日程度で現場での不具合解消の対応が可能であること。

※機器の不具合が発生した際、修繕等必要となった場合、速やかに対応できるよう沖縄県内にメーカーの拠点があること。

※ただし、メーカーの研修等を受けた作業員がおり、補修用備品等の備えがあること、軽微な修繕等であれば速やかに対応できること、併せて中段※記載のとおり、機器の不具合が発生した際は不具合発生連絡から半日程度で現場での対応ができるのであれば、代理店も認めることとする。

(3) 納入機器

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ① 発券機 | 1台 |
| ② 発券機用プリンター | 1台 |
| ③ 集合表示機 | 2台（天吊り1・TV スタンド設置1） |
| ※既存の TV スタンドを引き続き使用することも可。 | |
| ④ 呼出操作機 | 22台（窓口用21台、総合案内用1台） |
| ⑤ 個別表示器 | 3台 |
| ⑥ その他（設置・通信に必要な配線、機材等） | 一式 |

(4) 納入・撤去作業場所

ハローワークプラザ沖縄

〒904-0004 沖縄県沖縄市中央2-28-1 3階

なお、上記2(3)に示す各機器の設置個所は、本仕様書別紙1「ハローワークプラザ沖縄自動窓口受付用機器配置図」のとおりとする。なお、③集合表示器2台のうち、天吊り設置する1台は、既存の場所から変更があることに留意すること。

(5)納入期限

令和7年 10 月 31 日(金)までに ※落札後できる限り早急に納品すること

納入・設置等作業日について、業務時間中は作業が困難な場合もあるため、業務終了後(17 時 15 分以降)、又は土曜、日曜、祝日の作業となることを了承すること。

具体的な納入・設置等作業日については、本仕様書9に示す現地担当者と打ち合わせの上決定すること。

3. 納入機器の詳細

規 格 等		
受 付 発 券 機	1 台	① 受付機はカラー液晶ディスプレイでタッチパネル式であること。外形寸法はW 520mm× H450mm× D25.0mm 程度とする。ディスプレイは 20 インチ程度で、転倒防止、落下防止の措置を講じ納品すること
		② 複数業務別、業務グループ別に発券番号帯を設定できること。
		③ ディスプレイは業務別に表示し、最大12業務まで設定できるものであること。
		④ 発券番号は 4 桁以上表示できるものとする。
		⑤ ディスプレイに表示される業務名の設定・変更が任意にできること。
		⑥ 受付整理券発券時点での業務別待ち人数を常時表示できること。
		⑦ 発券プリンターと連動し、受付整理券を発券できること。また、発券カードの印字方式は感熱方式であること。
		⑧ 時間毎、日、週、月毎の発券件数、処理件数の他、処理時間、平均待ち時間、最大待ち時間、最大待ち人数、平均処理時間等の集計機能を有すること。任意の期間指定による集計や、業務別、窓口別、時間別の対応者数・処理件数などの集計が可能であること。また、集計データをCSV形式で外部媒体に保存できること。
発券機用 プリンター	1 台	① 受付整理券には、業務内容、受付番号、日付、発券時間、メッセージ等が印字でき、必要に応じて業務別に印字内容を任意に設定できるものであること。納品後、直ちに使用できるようこれらの表示内容を設定し納品すること。

		② 受付整理券は、受付用と来客用に1枚または2枚発券を2枚の設定が可能(安定所控えと来所者用等)であるか、ミシン目等で簡易に切り離すことのできる事。 ② 発券機と連動し、発券できること。発券プリンターの外形寸法は、W130 mm × H130 mm × D130 mm程度であること。
個別表示器	3台	① 呼び出し器からの番号呼び出し操作に連動して、表面に受付番号(4桁表示)呼び出し窓口番号を表示できるものであること。個別表示器内蔵スピーカーであること。 ③ 音声で受付番号、窓口番号をフロア全域に知らせるものであること。また、音声文言の設定、音量調節ができること。 ③ 外形寸法はW400mm × D60mm × H160mm 程度とする。
集合表示機(天吊り・スタンド設置)	2台	① 表示機は、50インチ程度のカラー液晶モニター(チューナー:非搭載)とし、指定した場所に(天吊り・TV スタンド)設置とする。設置にあたり必要な金具がある場合は、納入業者にて準備すること。設置後、落下等が生じないよう強度・耐震等を十分考慮し適切な設置を行うこと。 ② 受付番号は4桁以上の番号、及び窓口番号が鮮明に表示できること。 ③ 呼出機からの番号呼び出し操作に連動して、4桁以上の受付番号と呼び出しを行った窓口番号をポップアップ表示で全画面表示できること。 ④ 通常画面として、業務名、業務ごとの発券済み番号の一覧及び待ち人数を表示するが、表示の追加や変更について、設置後も容易に設定変更ができること。 ⑤ 番号表示と連動して、音声出力によりフロア全域に、受付番号と窓口番号を案内できること。音声はモニター内蔵のスピーカーから音が出るもので、音量の調整が可能なこと。 ⑥ 呼出時以外は、業務ごとに最新の呼出を行った受付番号と窓口番号、呼出を行ったものの不在となった受付番号をお知らせ表示できること ⑦ 呼出器による再呼び出し操作により、再び表示できること。 ⑧ TV スタンドについては、現行のスタンドを使用することも可。
呼出機(操作機)	22台	① 機能性に優れたカラー液晶タッチパネル方式の端末であること。 ② 発券機等他の機器とリアルタイムで連動していること。 ③ 各呼出器からも全ての業務の番号呼出ができること

		④ 順番の呼び出し以外に、任意番号の呼び出し、不在者の保留、取消、再呼び出し、処理開始、処理済み等の操作が可能であること。画面設定の詳細については、現地担当者と十分打ち合わせを行うこと。
		⑤ 画面には、各業務別に呼び出し中の番号、待ち時間、待ち人数、処理の経過時間等を表示でき、全体の待ち状況が把握できること。
		⑥ ログイン時に窓口番号・担当業務を選択し、窓口担当者専用端末として使用可能であること。機器稼働中においても窓口番号・担当業務を容易に変更可能であること。
		⑦ 電源は、無線タイプであること。呼出器に充電することができる充電器を付属すること
		⑧ 呼出機の大きさは、小型軽量タイプ(外寸 76mm×154mm×7.9mm)以下程度とする。
⑤専用消耗品その他		① 納入機器類の取り付け部材、配線材及び稼働させるために、最低限必要な消耗品を備えていること
		② 呼出器等の接続は無線(wi-fi等)による接続とする。安定所に既存のwi-fi(無線LAN)回線に干渉しないようにすること。
		③機器の納品と同時に、発券プリンターに対応するロール紙90巻を納品すること。

4. 同等品申請について

前3の納入機器の仕様において示した基本仕様の機器等で入札に参加する場合、機器の品名・型番等、仕様書の内容を具備している旨の申請書(任意様式)を作成し、カタログ等内容が確認できる書類(カラーで物品がはっきりと確認できるもの)を添付して、「支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長」あて、令和7年8月8日(金)12 時までに提出すること。併せて、入札参加者は日程等を労働局担当者及び現地担当者と調整の上実機を用いたデモンストレーションを実施し、入札前までに必ず完了すること。

5. 設置・既存設備撤去

(1) 納入機器等の搬入

- ① 作業にあたり、庁舎内外を傷つけないよう必要に応じて養生を行うとともに、慎重に作業を行うこと。
- ② 危険、火災、盗難、落下等の事故防止には万全の注意を払い、事故回避のための必要な安全対策をとること。
- ③ 施設・備品等の汚染や損傷にかかる原状回復については、発注者の指示に従うとともに、施設・備品等の損傷の原因者たる受注者の費用負担において原状回復を行うこと。
- ④ 機器搬入後は、片付け、清掃を十分に行うこと。
- ⑤ 機器搬入後、不要となる梱包材等は適切な方法により処理すること。

(2) 納入機器の据付・設置・操作説明等

- ① 機器の据付・設置時等に疑義が生じた場合は現地担当者の指示に従うこと。
- ② 機器の据付・設置については、各種補強器具を用いて堅固に固定すること。
- ③ すべての機器について、取付け、接続、配線、現地調整、ソフトウェアのインストール、導入時の設定作業等の付帯作業まで行い、それぞれの機器が連動し、受付・呼出機として正常に稼働するよう適切に設置設定すること。
- ④ 電源供給は既設設備を活用すること。納入機器の設置台数や消費電力を考慮し、専用ブレーカー・コンセントの設置、増設及び修繕等が必要となった場合は受注者の負担により行うこと。
- ⑤ 納入時の機器各種設定内容については、導入前に現地担当者と詳細な打合せの上、決定すること。
- ⑥ 設置作業後は、各機器の稼働テストを行い、不具合がないことを下記9に示す現地担当者まで報告すること。
- ⑦ 納入時に、受付・呼出機の各機器の基本操作、設定変更操作等の一般的な操作手順を示した説明書(マニュアル)を納品場所に提供し、操作説明を十分に行うこと。担当者の要望に応じて、関係職員に対する操作説明会等を行うこと。また、不具合等が発生した際の連絡先を番号札発券機等の機器に表示すること。
- ⑧ 発券機、個別表示器、集合表示機、呼出器の設置場所は別紙1「ハローワークプラザ沖縄自動窓口受付機器・呼出操作機配置予定図」のとおり予定しているが、詳細については現場担当者の指示に従うこと。
- ⑨ 稼働初日(日時は別途打合せにより決定する。)は、開庁 15 分前から担当者を現地に待機させ、開庁後の窓口の状況を確認しながら、関係職員に対し、窓口呼出装置の概要及び基本操作を説明すること。同時に機器に不具合が生じていないかの状況確認を行い、不具合が生じた場合は直ちに措置を講ずること。
- ⑩ 納入機器一式に関し、引き渡しの日から1年以内に発見された瑕疵に係る修理又は取替等の諸費用は受注者が負担すること。
- ⑪ 納入機器一式に関し、当方の過失によらない不具合・故障等については、納入後1年間受注者による無償修理対応とすること。

(3) 既存設備撤去作業

既設設備の交換作業に伴い、不要となる設備・物品については、現地担当者の指示に従い、撤去し関係法令等に従い、適切に廃棄処分すること。

6. 留意事項

- (1) グリーン購入法(国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律)の対象物品は、グリーン購入法の適合商品とし、対象物品でないものについても環境に配慮したものとすること。また、バリアフリーやユニバーサルデザインにも配慮すること。
- (2) 入札内訳書は、納入機器類にかかる費用のみでなく、取り付けに係る作業経費、機器の設定経費等の諸費用すべてを具体的に見積もり、作成すること。

- (3) 落札後の追加請求には応じられないため、必ず現地を確認し積算に誤りがないよう注意すること。
なお、現地を確認する際は、あらかじめ本仕様書9に示す現地担当者に連絡を取り、日程を調整すること。
- (4) 仕様書等についての疑義は、本仕様書9に示す労働局担当職員又は現地担当者に確認を行い、必ず入札書提出時までには解消しておくこと。
- (5) 本仕様書に記載無き事項については、発注者に確認の上、完全な納入・作業を行うこと。
- (6) 契約事業者は契約後すみやかに機器の納入・作業計画を示し、設置作業日等を労働局担当者及び現地担当者と調整の上決定すること。
- (7) 契約事業者は、本仕様書に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報及び本作業で知り得た秘密を法令で定める場合を除き、第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。
- (8) 契約事業者は、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 作業完了後は、自動窓口受付用機器一式の納入品の写真(設置前、設置作業中、設置後)を請求書に添付し提出すること。

7. 個人情報保護及び作業従事者に関する事項

- (1) 契約事業者は、作業従事者の身元、風紀、衛生及びその他規律に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 作業中に知り得た行政情報は部外秘とし、個人情報等の漏洩が起こらないようにすること。
- (3) 契約事業者は、作業にあたって作業責任者を選任し、作業従事者に対して安全衛生及びその他業務上、必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。
- (4) 職員の業務等に極力支障が生じないように留意するとともに、機器を操作する際は十分に安全確認を行い、事故のないようにすること。万一、作業中に事故が発生した場合は、事故の大小に関わらず、担当者に報告し、契約事業者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、契約事業者がその責任を負うこと。

8. 再委託

再委託に係る要件については、別紙2のとおり。

9. 本件担当及び問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

《労働局担当》

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館4F

沖縄労働局総務部総務課 会計第一係 桃原

TEL 098-868-4003

E-mail toubaru-taichi@mhlw.go.jp

《現地担当者》

〒904-0004 沖縄県沖縄市中央2-28-1 3階
ハローワークプラザ沖縄 職業相談第二部門 菊沢
TEL 098-939-8010
E-mail kikuzawa-yoshie@mhlw.go.jp

10. 代金の支払いについて

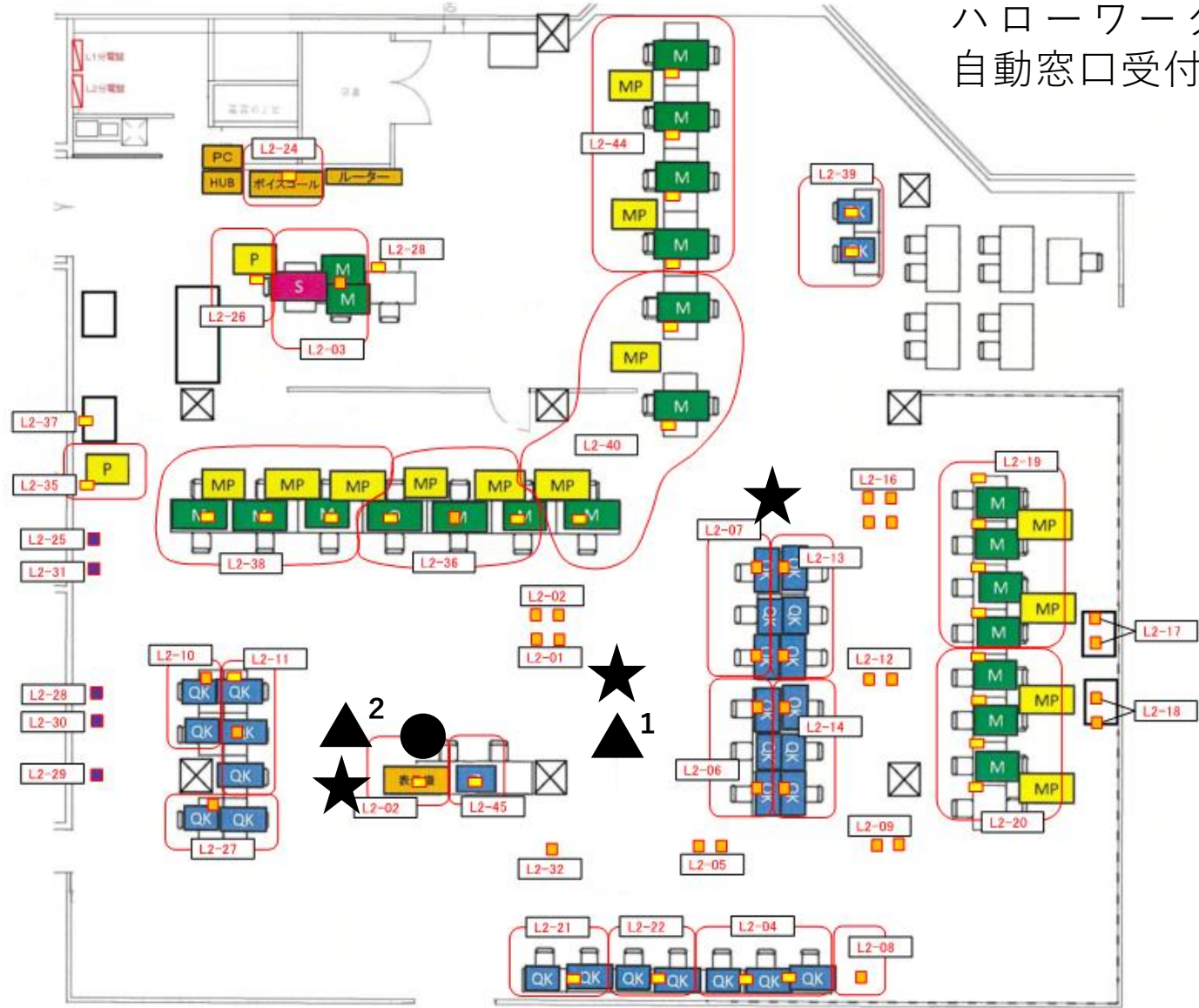
- (1)発注者による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2)「請求書」の宛名は「官署支出官 沖縄労働局長」とし、余白に振込先金融機関を記載すること。
- (3)当方の支払いは、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。
- (4)代金の請求(請求書の提出)は、契約内容をすべて履行した後、遅滞なく以下の担当部署あてに請求すること。また、事前に「請求書」の記載内容及び方法等を確認すること。

※請求書の担当部署

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第三係 TEL 098-868-4003

ハローワークプラザ沖縄
自動窓口受付用機器配置図

- ★個別表示器
- 発券機・発券プリンター
- ▲1表示モニター（スタンド）
- ▲2表示モニター（天吊り）



入口

再委託についての要件

第1 再委託について

契約業者は、契約に係る事務又は委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

1. 委託業者における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
2. 契約業者は、一部を再委託する場合には、様式1により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。
3. 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対し、すべての責任を負うものとする。

第2 再委託先の変更

契約業者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

第3 履行体制

1. 契約業者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を発注者に提出しなければならない。
2. 落札者は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ・受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ・事業参加者の住所のみの変更の場合。
 - ・契約金額のみの変更の場合
3. 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、契約業者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

上記で記載した様式及び別紙については、契約書に添付することとし、契約締結後に交付する。